

審　查　基　準

令和7年7月1日作成

法　令　名：　青森県道路交通規則
根　拠　条　項：　第4条第2項
処　分　の　概　要：　駐車禁止除外指定車標章の交付
原権者（委任先）：　青森県公安委員会
法　令　の　定　め： 青森県道路交通規則第4条第1項第4号 (駐車禁止、時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両)
審　查　基　準：　別紙のとおり
標　準　処　理　期　間：　10日
申　　請　　先：　申請者の住所地を管轄する警察署の交通課　又は 青森県警察本部交通部交通規制課
問　い　合　わ　せ　先：　各警察署の交通課　又は 青森県警察本部交通部交通規制課（電話017-723-4211）
備　　考：